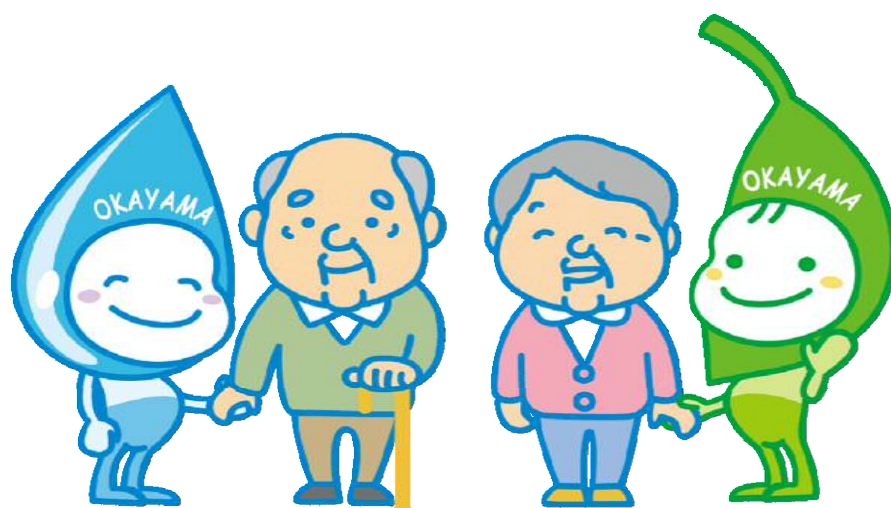


平成24年度

訪問介護/介護予防訪問介護

集団指導資料

岡山市基準条例
(独自基準) 編



平成25年2月12日

岡山市 保健福祉局 事業者指導課

目 次

| (基本方針等) | 《ページ》 |
|------------------------------|-------|
| 1 暴力団員の排除 | 1 |
| 2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施 | 2 |
| 3 地域包括支援センターとの連携 | 3 |
| (運営基準) | |
| 4 多様な手法を用いた評価 | 5 |
| 5 成年後見制度の活用支援 | 7 |
| 6 運営規程の整備 | 8 |
| 7 研修の機会確保 | 12 |
| 8 記録の保存期間を2年から5年へ延長 | 13 |
| 9 別居親族への訪問系サービス提供を制限 | 14 |
| ※親族図（配偶者及び3親等内の血族及び姻族） | 18 |
| ・別居親族に対するサービス提供に関する届出書（暫定版） | 19 |
| ・ 解釈通知（素案）抜粋版 | 20 |
| ☆ 省令との対照表（訪問介護・介護予防訪問介護関係部分） | 別冊 |

《条例制定の概要》

この資料は、岡山市基準条例の独自基準の内容のうち、訪問介護に関係する部分の概要及びポイントをまとめたものです。

なお、文中の「法」は「介護保険法（平成9年法律第123号）」のことです。

○独自基準について

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、施設においては、できる限り家庭に近い居住環境を整えるため、次の基本的な考え方から独自基準を制定しています。

- 1 公正、公平、適正の確保のため
- 2 プライバシー保護、人権擁護のため
- 3 利用者負担軽減のため
- 4 サービスの質向上のため

1 暴力団員の排除

○岡山市基準条例 第3条第2項 **独自基準**

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

○条例の考え方

介護保険サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

- 2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

《解釈通知の案》

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（同条第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

（ポイント）

- ◆事業者の役員及び事業所の管理者が、岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員であってはならない。
- 平成25年4月末日までに、すべての指定訪問介護事業所において、誓約書及び役員等名簿を提出すること。

2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施

○岡山市基準条例 第3条第4項 独自基準

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置、研修の実施等の必要な体制整備を行うものとする規定を追加します。

○条例の考え方

利用者の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進することは、介護保険サービスにおいて重要であることから、虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施の規定を設けます。

なお、障害福祉サービスでは、「利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と厚生労働省令で規定されています。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

《解釈通知の案》

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（同条第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(ポイント)

- ◆各事業所ごとに虐待防止責任者を設置するとともに、従業者に対して虐待防止に関する研修を実施すること。
- ◆利用者の居宅において虐待を発見した場合においては、地域包括支援センター等に通報すること。

3 地域包括支援センターとの連携

○岡山市基準条例 第3条第6項・第14条 **独自基準**

サービスの提供等に際しての連携先に地域包括支援センターを追加します。
また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への求めがあった場合の参加を努力義務とします。

○条例の考え方

第5期計画の基本目標にもなっている「地域包括ケアシステム」では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化します。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条

- 5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

《解釈通知の案》

(4) 地域包括支援センターとの連携等（同条第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携に努めることとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

(ポイント)

- ◆サービス提供等に際しての連携先に地域包括支援センターを追加する。
- ◆各事業所において、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するようにすること。

4 多様な手法を用いた評価

○岡山市基準条例 第22条第2項 独自基準

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務とします。

○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第22条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

《解釈通知の案》

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

① サービスの質の評価（居宅条例第22条第2項）

提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

(ポイント)

◆訪問介護サービスの質を向上させていくために自己点検等を行い、課題を見つけて改善していく取組が重要です。

- ①利用者・家族への満足度アンケート（郵送や聞き取り）の実施、結果を集計する取組（法人又は事業所単位）
- ②管理者が居宅訪問時等に事業所又は担当訪問介護員等について聞き取ったもの（苦情や意見・要望など）を集計する取組
- ③法人内の委員会（業務改善委員会等）が事業所を評価したもの（内部監査のようなもの）を、事業所自ら再確認・再評価する取組
- ④市の自己点検表を活用した自己評価の取組
- ⑤法人又は事業所が独自に作成した自己点検表（チェック表）を活用した自己評価の取組
- ⑥他事業所や業界誌等が作成した自己点検表（チェック表）を活用した自己評価の取組
- ⑦個々の訪問介護員等毎に接遇・介護技術などについて、自己点検を行う取組
- ⑧サービス提供責任者毎に接遇、訪問介護計画作成の進行管理などについて、自己点検を行う取組
- ⑨個々の訪問介護員等毎に目標・課題を設定し、その達成度合いを評価する取組
- ⑩事業所としての目標・課題を設定し、その達成度合いを評価する取組
- ⑪管理者、上司等が訪問介護員等を評価（人事・業務の評価）する取組
（例：接遇、勤務態度、訪問の遅れ、身だしなみ、利用者の苦情、訪問介護計画内容、訪問介護計画作成遅れ）
- ⑫接遇、介護技術、介護保険制度等に係る研修の実施により、その習得状況等を評価する取組
- ⑬日々又は定例のミーティングで質を評価（話し合った）する取組

5 成年後見制度の活用支援

○岡山市基準条例 第23条第2項 **独自基準**

成年後見制度の活用支援について追加します。

○条例の考え方

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援することを明記します。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

《解釈通知の案》

③ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第23条第2項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定訪問介護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(ポイント)

◆適正な契約手続等の支援を促進するため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関（地域包括支援センター等）の紹介など、成年後見制度を適切に利用できるように支援を行うこと。

6 運営規程の整備

○岡山市基準条例 第30条 **独自基準**

運営規程に定めるべき項目を追加します。

○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故(発生の防止及び)発生時の対応、虐待を防止するための措置に関する事項、成年後見制度の活用支援、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

(運営規程)

第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 成年後見制度の活用支援
- (9) 苦情解決体制の整備
- (10) その他運営に関する重要事項

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

イ 運営規程(居宅条例第30条)

④ 虐待の防止のための措置に関する事項(同条第7号)

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めること。

具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること。

(ポイント)

◆運営規程に定めるべき項目を追加する。下線のある項目が今回追加した部分。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容

運営規程記載例

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第〇〇条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤 1名、併設◇◇施設の管理者と兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に訪問介護事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 〇名 (常勤 〇名)

サービス提供責任者は、訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成及び説明を行うほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- (3) 訪問介護員 〇名 (常勤 〇名、非常勤 〇名)

↑常勤・非常勤別に記載すること

訪問介護員は、訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)に基づき、指定訪問介護等の提供にあたる。

- (4) 事務職員 〇名 (常勤又は非常勤 〇名) ←配置する場合のみ記載する

事務職員は、訪問介護事業の実施にあたって必要な事務を行う。

※訪問介護員のみ、〇名以上という記載も可能だが、常勤換算2.5名以上という記載は不可。(常勤換算は数値であって、員数ではないため。)

※重要事項説明書は、説明する時点での員数を記載すべきものであるため、〇名以上という表記は不可。

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

※その他の費用について、キャンセル料を徴収する場合は、運営規程に記載すること。

- (5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時、事故発生時等における対応方法

運営規程記載例

(緊急時等における対応方法)

第〇〇条 事業所の従業者は、指定訪問介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第〇〇条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(7) 虐待防止のための措置に関する事項

運営規程記載例

(虐待防止のための措置)

第〇〇条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(8) 成年後見制度の活用支援

運営規程記載例

(成年後見制度の活用支援)

第〇〇条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(9) 苦情解決体制の整備

運営規程記載例

(苦情解決体制の整備)

第〇〇条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 事業者は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(10) その他運営に関する重要事項

運営規程記載例

(その他運営に関する重要事項)

第〇〇条 事業者は、指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

7 研修の機会確保

○岡山市基準条例 第32条 **独自基準**

研修計画の作成，研修の実施，計画的な人材育成の規定を追加します。

○条例の考え方

従業者の資質向上のために，研修計画を作成，当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また，安定した事業運営のために，計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

(勤務体制の確保等)

第32条

3 指定訪問介護事業者は，訪問介護員等の資質の向上のために研修計画を作成し，当該計画に従い，研修を実施しなければならない。

4 指定訪問介護事業者は，従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

(ア) 勤務体制の確保等

勤務の体制等の記録並びに研修の実施及び人材育成

① 勤務の体制等の記録（同条第1項）

指定訪問介護事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，訪問介護員等については，日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
また，併せて，月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

③ 研修の実施及び人材育成（同条第3項及び第4項）

指定訪問介護事業所の訪問介護員等の質の向上を図るために作成する「研修計画」は，当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに，個別具体的な研修の目標，内容，実施時期等を定めた計画を策定すること。なお，当該研修には，高齢者の人権擁護，虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また，作成した研修計画に従い，当該事業所内で研修を実施するとともに，研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(ポイント)

- ◆従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
- ◆全ての従業者を記載した勤務予定表を、事業所ごと、月ごとに作成するとともに、勤務の実績についても併せて記録すること。

8 記録の保存期間を2年から5年へ延長

○岡山市基準条例 第42条 **独自基準**

従業者の勤務記録、介護給付費等の請求及び受領等の記録についても含め、保存期間を「2年間」から「5年間」に延長します。

○条例の考え方

公費の過払いの場合（不正請求を含まない。）の返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により5年であることから、返還請求において特に必要となる記録についても含め、文書の保存期間を5年間とします。

(勤務体制の確保等)

第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 法第40条に規定する介護給付及び第20条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

(7) 記録の整備（居宅条例第42条）

利用者に対する指定訪問介護の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

※なお、この「完結の日」についての考え方は、介護保険法に基づく記録に関する適用であり、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。

(ポイント)

- ◆保存すべき記録に、勤務の体制等の記録（勤務予定及び勤務実績）、介護給付及び利用料等（交通費等を含む）に関する請求及び受領等の記録を加え、保存年限を5年とします。

9 別居親族への訪問系サービス提供を制限

○岡山市基準条例 第26条 独自基準

訪問介護員等が、その別居親族に対するサービス提供を制限する規定を新設します。

また、別居親族に対するサービス提供を制限する親族の範囲について、規則において明確にします。

○条例の考え方

家族介護と保険給付対象サービスを明確に区分します。ただし、利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族からサービスの提供を受けなければ、必要なサービスの見込量を確保することが困難であると市長が認めるものについて例外規定を設け、詳細については規則において明確にします。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第25条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。

(別居親族に対するサービス提供の制限)

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その別居の親族である利用者であつて、規則で定めるものに対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、別居の親族である利用者に対する指定訪問介護が規則で定める基準に該当する場合には、この限りでない。

【規則の案】

(別居の親族)

第2条 条例第26条及び第77条に規定する規則で定めるものは、訪問介護員等又は看護師等との関係が、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 3親等内の血族及び姻族

(3親等内の血族)

子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、おい・めい、おじ・おば、父母、祖父母、曾祖父母

(3親等内の姻族)

子の配偶者、孫の配偶者、ひ孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、おい・めいの配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者のおい・めい、配偶者のおじ・おば、配偶者の父母、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母

(別居の親族に対する指定訪問介護に係るサービス提供の制限の例外)

第3条 条例第26条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該指定訪問介護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であつて、その別居の親族から指定訪問介護の提供を受けなければ、必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
- (2) 当該指定訪問介護が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。
- (3) 当該指定訪問介護が条例第5条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。
- (4) 当該指定訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。

(5) 指定訪問介護を提供する訪問介護員等の当該指定訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が指定訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。

2 指定訪問介護事業者は、条例第26条ただし書及び前項の規定に基づき、訪問介護員等にその別居の親族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る条例第24条の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該指定訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

《解釈通知の案》

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

エ 基準省令解釈通知第三の一の3の(26)の次に次の内容を加える。

(27) 別居親族に対するサービス提供の制限（居宅条例第26条）

別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止することとし、外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問介護を受けなければ、必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

① 市長が認める地域は、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）とする。

② 指定訪問介護事業所は、当該事業所の訪問介護員等に、当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等内の血族及び姻族に該当する者（以下「別居親族」という。）に対する訪問介護を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する訪問介護が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。

③ 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての訪問介護の実施が計画された場合は、直ちに、管理者及びサービス提供責任者にその旨を報告しなければならない。

④ 市長は、要件に反した訪問介護が行われている場合のほか、いったん認められた別居親族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に支払った保険給付の返還を求めるものとする。

⑤ 訪問介護員等が別居親族の訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等の訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、別居親族の訪問介護が「身内の世話」ではなく、「訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。

指定訪問介護事業者は、こうした趣旨を踏まえ、訪問介護員等と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者及びサービス提供責任者に対して必要な指揮命令を行うこと。

(ポイント)

※ 別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止する。

◆ 管理者は、事業所の訪問介護員等と利用者に親族関係があるかどうかについて必ず確認し、訪問介護員としてサービス提供させることがないように管理すること。

◆ 訪問介護員等は、利用者との関係が「別居親族」に該当する場合、直ちに、管理者及びサービス提供責任者にその旨を報告すること。

◆ 例外規定に該当し、「別居親族」に対する訪問介護を行わせる場合は、事前に、別居親族に対する訪問介護が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出ること。

- 【提出書類】
- ①別居親族に対するサービス提供に関する届出書
 - ②居宅サービス計画書（写）等
 - ③訪問介護計画書
 - ④勤務シフト表

◆ 例外規定を認める地域は、次のとおりとする。

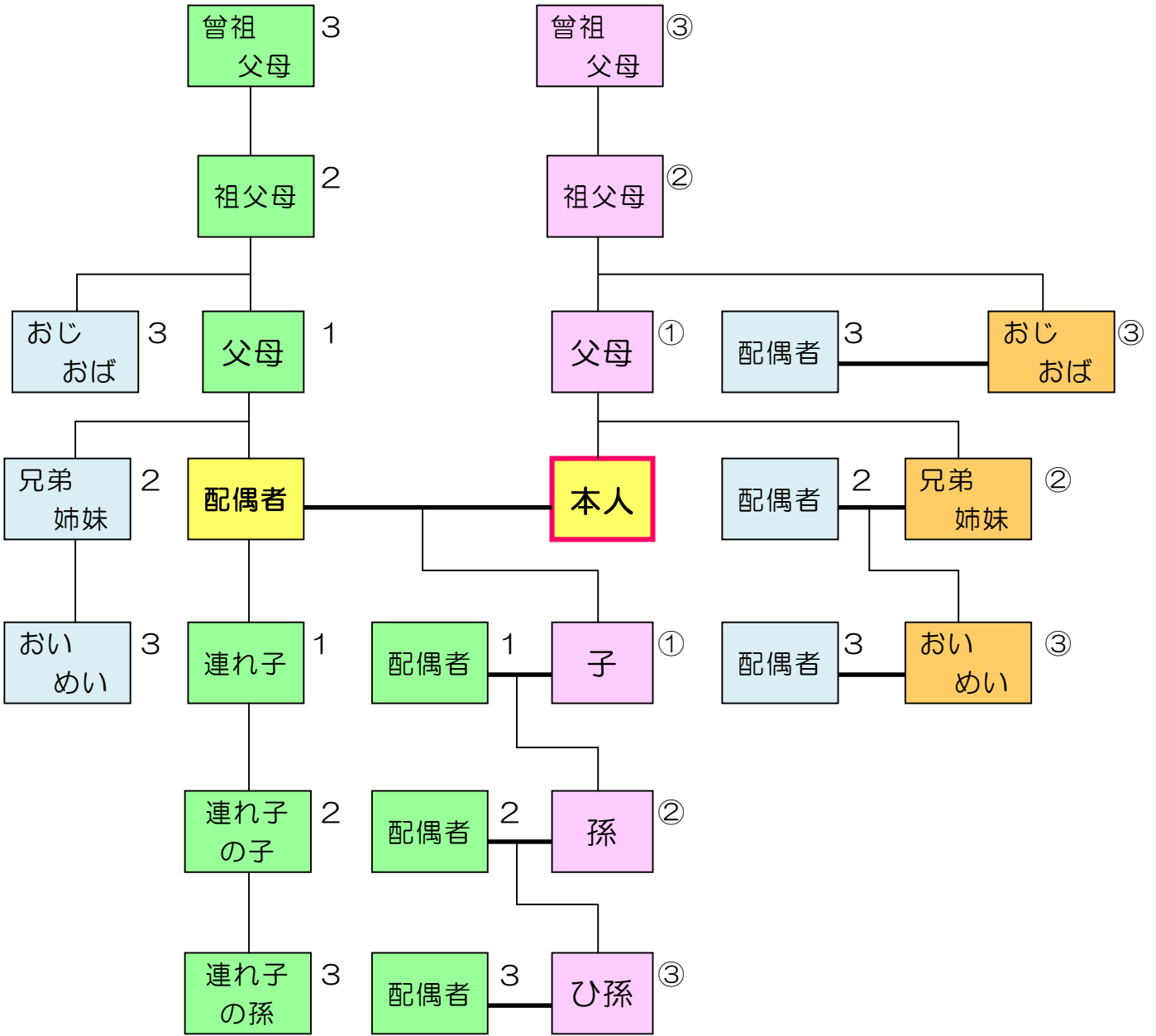
【対象地域】

離島振興対策実施地域・・・犬島

振興山村・・・旧宇甘東村（下田・高津・宇甘・中泉）、旧宇甘西村（勝尾・紙工・虎倉）、旧竹枝村（大田・吉田・土師方・小倉）、旧上建部村（建部上・宮地・富沢・田地子・品田）

◆ 事前の届出がない場合及び届出後に要件を満たしていない訪問介護が行われた場合は、介護報酬の返還を求めるものとする。

親族図 ～別居親族：3親等内の血族及び姻族（配偶者を含む）の範囲～



| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 直系 姻族 | 直系 血族 | 傍系 姻族 | 傍系 血族 |
|----------|----------|----------|----------|

※数字は親等を表します。なお、○数字は血族を、数字のみは姻族を表しています。

※同居の家族については、上記以外でもサービス提供し介護報酬を請求することはできません。

別居親族に対するサービス提供に関する届出書（暫定版）

年 月 日

岡山市長 様

（事業者名）

（代表者職・氏名）



別居親族に対する訪問介護サービスの提供について

下記の利用者に対して、別居親族である訪問介護員による訪問介護サービスの提供が必要と考えますので以下のとおり届出します。

記

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------|-------------------|--|----|----------------------------------|--------------|----|--|--|------|--|--|
| 訪問介護 事業所 | 法人名 | | | | | | | | | | | |
| | 事業所名 | | | | 事業所番号 | | | | | | | |
| | 所在地 | 〒 電話番号 | | | | | | | | | | |
| | 管理者の 氏名 | | | | 担当サービス提供責任者の氏名 | | | | | | | |
| 訪問介護 員等 | 氏名 | | | | 利用者との続柄 | | | | | | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | | |
| | 他の利用者へ の訪問介護 | 有（月 回、担当人数 名） ・ 無 | | | | | | | | | | |
| 利用者 | 氏名 | | | 年齢 | | | 性別 | | | 要介護度 | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | | |
| | 被保険者番号 | | | | 認定有効 期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | | | | | | |
| | 疾患名等 | 認知症・（ ） | | | 認知症高齢者生活自立度 自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ | | | | | | | |
| 介護支援 専門員 | 氏名 | | | | | | | | | | | |
| | 事業所名 | | | | 電話番号 | | | | | | | |
| 別居親族である訪問介護員による訪問介護サービスが必要な理由 | | | | | | | | | | | | |
| 訪問介護 事業所の 方針 | 別居親族ヘルパーに対する 行動管理方法 | | | | | | | | | | | |

※ 添付書類 ① 居宅サービス計画書【写】等 ② 訪問介護計画書【写】 ③ 勤務シフト表

(素案)

平成25年3月●日
岡事指第 号

市内介護保険事業者各位

岡山市保健福祉局長

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び
指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第74条第1項及び第2項並びに第70条第2項第1号の規定による「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「居宅条例」という。）については岡山市条例第85号をもって、法第54条第1項第2号、第105条の4第1項及び第2項並びに第115条の2第2項第1号の規定による「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「予防条例」という。）については岡山市条例第90号をもって、平成24年12月19日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。条例の内容としては、従来、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「居宅条例」及び「予防条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防基準」という。）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「居宅条例」及び「予防条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

3 運営規程の変更の届出

運営規程に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、条例制定に伴う運営規程の変更に限り、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに届け出ることで足りるものとする。

(別紙)

岡山市指定居宅サービス等及び岡山市指定介護予防サービス等に係る独自基準の運用について

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（同条第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（同条第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(4) 地域包括支援センターとの連携等（同条第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携に努めることとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

第2 介護サービス

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

平成24年度 集団指導資料

訪問介護・介護予防訪問介護
岡山市基準条例（独自基準）編

岡山市保健福祉局 事業者指導課